

「成年後見実務の運用と諸問題」

平成 28 年 12 月 19 日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの日景聡裁判官、村井みわ子裁判官、三嶋朋典裁判官、浅原健総括主任調査官、金子誠家事次席書記官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

東京三弁護士会の会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて、申立書式や定期報告の提出等に関し、家裁からの要望事項をお話しいただいた。また、本研修会では、初めて座談会を取り入れた。後見センターと弁護士のそれぞれの視点から成年後見実務に関する話題が語られた。

本研修会は、第一部は講演、第二部は座談会で構成され、LIBRA5月号に掲載された第一部の講演録に続き、本号では第二部の座談会の模様を掲載いたします。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

*本研修会の配布資料は、ページ数の都合により掲載を省略させていただいております。後見人等のための書式集は、東京家庭裁判所ホームページ内の後見サイト (<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/>) でダウンロードが可能です。

第二部 座談会

	東京家庭裁判所判事	日景 聡 氏
	東京家庭裁判所判事補	村井みわ子 氏
	東京家庭裁判所判事補	三嶋 朋典 氏
東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長		中村 裕也 氏
第一東京弁護士会 成年後見に関する委員会副委員長		北代八重子 氏
第二東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会副委員長		山川 典孝 氏

山川：それでは、第2部の座談会に移りたいと思います。

最初のテーマは複数後見人についてです。我々弁護士が抱える案件については困難案件も多いので1人でやるよりも1人手伝ってもらいたいとか、そういった要請もあるかと思いますが、この点、まず中村先生。先生のご自身の経験で複数後見を考えたケースはありますか。

中村：東京家裁ではないですが、私が最初に選任されて、訴訟が複数予定されていたり、本人が地方にいるということもあって業務量が多いということで追加選任を申し立てたことがありました。そのときにはまったく問題なく追加選任されております。

私の経験ではないですが、敵対する親族などから業務妨害といった攻撃的なものがあったりすると、その攻撃の対象を分散させるという意味も含めて、複数後見や追加選任をするといった対応があるということは聞いたことがあります。

山川：裁判所にお伺いしますが、裁判所の方で

は複数後見の形を採ることについてはどういうお考えでしょうか。

村井：裁判所としては、複数後見が相当と思われる事案については、積極的に複数後見の形を採っております。専門職後見人による複数後見の形としては、法律専門職と福祉専門職による複数後見が多いと思われかもしれませんが、例えば多数の訴訟、調停等への対応を要したり、中村先生からご紹介があった、親族対応に苦慮したりしているような事案では、複数の弁護士による複数後見の形を採ることもあります。そのほとんどは、開始後に単独後見人からの申出を受けて後見人を追加選任した事案です。裁判所としては、複数後見が本人保護や後見事務の円滑な遂行に資するものと判断されるのであれば、積極的に活用していきたいと考えております。ただ、裁判所はどうしても複数後見の要否に関する事情を把握しにくいので、後見人の方から情報提供と提案を積極的にしていただけると助かります。

山川：弁護士を追加選任する場合ですけれども、追加

選任の申立てをする場合、どの弁護士が選任されるのかというところも関心事かと思います。この点、裁判所にお伺いしますが、追加選任申立てをするとき、どういった弁護士を選任するかについては、申し立てた弁護士の希望を聞いてもらえるのでしょうか。

村井：複数の弁護士による複数後見の形が採られる事案では、後見人同士の緊密な連携が特に必要とされますので、基本的には、当初選任した弁護士後見人から推薦された弁護士を追加選任することが多いかと思えます。

中村：今の点に関して追加で質問させていただきたいのですが。現在の運用ですと、弁護士会から名簿を提出させていただいて、その名簿の中から後見人等が選任されているかと思いますが、追加選任に関しても、名簿登載は要求されているのでしょうか。

村井：追加選任する弁護士に関しては、名簿登載されているかどうかは特に問題にしています。

山川：分かりました。追加選任ですけれども、こんな困難案件についてはそういった形で申立てをすることもあるかと思えますけれども。例えば若手のOJTということで、経験を積んでもらうということで複数後見を申し立てる場合も考えられるかと思えますけど、そういった点についてはいかがでしょうか。

村井：若手のOJTを目的とした複数後見についても、後見人から申出を受け、裁判官において特に支障がないと判断すれば、認めることが多いのではないかと思います。件数は少ないですが実例もあります。

山川：最後に報酬についてお伺いします。複数後見を選任した場合の報酬の決め方、配分等ですけれども、この点について差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

日景：複数後見の場合は、基本的には後見人1人分の報酬を分け合う形になるのですが、複数後見を要する事案は基本的には複雑困難な事案がほとんどでしょうから、付加報酬を合わせると1人当たりの報酬額もそれなりの額になることが多いのではないかと思います。一方、先ほどご質問がありました若手のOJTの

ために、特に困難性がない事案を複数後見とする場合は、1人分の報酬を分けるとどうしても低額になってしまうことになると思うのですが、複数後見の形を採った目的に鑑みると、やむを得ないのではないかと思います。

複数後見の場合の報酬の配分については、権限分掌がない限りは均等に分けることが原則になるのですが、配分の仕方について後見人間で合意があるようならその合意に従いますし、例えば内部で適宜分けるから一方に全部付与してほしいという申出があれば基本的にはそれに従っています。要するに、配分については後見人側の意向に従うという形を採っています。

山川：では、中村先生、ご自身の経験で複数後見をした場合ですが、その場合の報酬はどういう形でしたでしょうか。

中村：先ほど申し上げた東京家裁以外のところで複数後見をやっている案件では、まだ財産形成されていないので報酬は請求しておりません。私自身の経験ですが、最初に選任を受けた後見人はOJTとして受けた案件でした。その案件は調停や破産申立てという具体的な業務がありましたので、報酬も頂戴しました。各後見人が個別に報酬申立てをして、それぞれ決定を受けました。

山川：複数後見についてはいろいろ活用の道があるということのようですので、ぜひご検討いただければと思います。

続きまして、口座の届出、解約について伺います。後見人選任時に、口座の数が2~3つのようにそれほど多くない場合には、問題ないかと思いますが、人によっては例えば10か所あるような場合もあり、そのような場合、どこまで届出をして、或いは、全く使わない口座をどこまで解約するかの問題が出てくるかと思えます。北代先生、この点ですけれども、基本的には選任時に届け出をするのが原則だと思いますけれども、場合によっては届け出をしないことはあるのでしょうか。また、使用しない口座について解約することはあるのでしょうか。

北代：基本的にはすべての口座に届出をしています。例外的に、保佐の案件ですが、ご本人が自宅で生活をされていて、ご自身で預金を引き出して生活費に使

う必要性があることから、あえて届出をしない口座を一つ残しているケースがあります。保佐の届出をしまうと、ご本人が銀行に行って預金を引き出そうとしても、保佐人の印鑑が必要だと言われてしまう銀行もありますので、そういった不便を解消するために便宜上そのようにしています。前提として、その口座には必要な分のお金だけがあり、多額に引き出される心配はないようにしています。

口座の解約をするかという点ですが、預金残高がわずかであったとしても、最初の頃は今後どういったお金がそこに入ってくるか、或いは引き落とされるかということが分からないので、しばらくは解約しない様子を見ます。動きがないということであれば、適宜解約してしまうこともあります。

山川：ではこの点、中村先生はいかがでしょうか。

中村：私も基本的にはすべての口座を届け出るのが原則だと思っております。ただ、少額であったり、金融機関が地方にしかないなど、そういった例外的な場合には届け出ないこともあろうかと考えております。

解約についてですが、私個人的には、基本的に行っていません。理由としては、本人が意味をもってその口座を開設したという本人意思の尊重という見地から、基本的に解約は控えるようにしております。

山川：では、裁判所ではこの点の口座の届出と解約について、どのように考えているのでしょうか。

三嶋：事案ごとの様々な事情から、後見人が当面の届出を控え、本人名義のまま口座を管理することもあり得ると認識しております。その点は、基本的には後見人の裁量判断の範囲内にあると思われしますので、本人名義のままの口座があったとしても、裁判所としては特段の指摘はしていません。

また、口座の残高が少額で、その金融機関が遠方にしかない場合にも、届出をしないこともあり得るかと思いますが、そのような少額の口座についても、毎年の定期報告の際に通帳の写しを出していただく必要があります。そのような管理の手間を考えると、例えば遠方であって交通費だけで足が出てしまうような場合でなければ、一度金融機関に出向いて口座を解約していただいた方がよいのではないかと、書記官を通じてお勧めすることもあるかと思います。

山川：口座の解約ですが、弁護士の中には口座の解約は本人の意思に反するのではないかという意見もままあります。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

日景：ご親族の説明やご本人の話から、その口座に思い入れがあることがうかがわれるような場合は、ご本人の意思を尊重するためにそのまま維持するのが相当だとは思われますが、思い入れのある口座が長期間ごく少額のまま残っているということはあまりないのではないかなという気もしております。思い入れがあることがうかがわれない口座については、解約する方向でもよいのではないかと思います。

山川：口座の解約についてはいろいろ意見が分かれるところかと思いますが、裁判所の見解としては、長期間少額である場合は、少なくとも解約しても、裁判所としては問題視しないということで承りたいと思います。

続きまして、親族、知人等へのお見舞いの交通費、食事代、本人を含む親族の旅費といった費用等を請求された場合に、どの程度支払うかという点について伺いたいと思います。北代先生、今お伝えした交通費とか食事代とか旅費等について求められた場合、支払うのかどうかということと、裁判所に事前に問い合わせをするのかといった点についてはいかがでしょうか。

北代：お見舞いの交通費を支払ったことはありませんが、ご本人を囲んで親族がそろって食事をしたときの費用など、支払いを認めたことはあります。やはり従前の経緯だったり、ご本人の意思だったり、支払う金額だったり、それに見合う本人の資産がどうなのかといったところを考慮して、社会的にこのぐらいであれば相当であるという程度のものについてはお支払いできるものと考えています。

その際に、事前に裁判所の報告を求めるかということについては、後見人には広範な裁量がありますので、その裁量の範囲内で検討して、よいと判断したことについては、支出した後、定期報告の際に軽く報告をするということをしています。ただ、判断に迷う場合については事前に裁判所に書面で報告し、検討していただいて、それに従うということをしております。

山川：では中村先生、この点についていかがでしょうか。

中村：これも私の個人的な考えですが、基本的には遠方から来られる方は別として、お見舞いという形で来た場合には個人で負担していただいております。あとは経験上、旅行などに一緒に行かれる場合、親族の方の個人の負担分は出してもらったことがあります。

北代先生のお話の中にあつた、本人を囲んだ食事会についてですが、私の経験上、1回だけ否定的な意見を出した経験がありました。通常の後見人の事例ではなく、後見支援信託を検討する案件において、本人を含んで食事をしたもので、親族後見人も含んでいて、寿司店でシャンパンを飲んだりして、結構豪遊しているような感じでした。それなりの金額があり、それを複数回行っていたので、さすがにそれは不適切であると感じ、信託案件における意見の中で後見人として不適当であるという一資料として出したことがありました。

山川：この点について、裁判所にお伺いしたいと思います。こういったケースは基本的には後見人の裁量ということになることも多いと思いますけれども、一般論としてどの程度であれば親族に対しても支払ってよいのかといったところと、事前に裁判所に確認した方がよいというのはどういった場合でしょうか。

村井：一般論で言えば、親族に対してどこまでの支払を認めるかについては、ご本人の意思や、支払額の多さ、もしくは支払の頻度、本人の財産額、他の親族の意向、従前の経緯等を考慮しながら、社会通念に照らして適宜判断していただければいいのかなと思います。

お見舞いに来た親族に交通費を支払うとか、本人を含む家族旅行の旅費を全額本人が負担するというのは、後見人が社会通念に照らして疑問を抱かれることもあると思いますが、額がわずかである場合については、後見人の裁量判断に委ねることがほとんどではないかと思います。

事前に裁判所に相談すべきか否かについてですけれども、こちらも後見人の裁量判断ということにはなりますが、社会通念に照らして明らかに問題がある場合や問題がない場合にまで相談していただく必要はないと考えております。一方、額や用途に照らして、判断が分かれ得ると思われたときは、相談していただいて差し支えありません。

山川：最終的には社会通念ということで、何が社会通念かが難しいところかと思いますが、それぞれの経験に基づいて判断していくことになろうかと思います。

では、続きまして居住不動産の処分許可申立てについて伺います。ケースとしては、本人は施設に入所しており、自宅は空き家といった場合を念頭において考えたいと思います。そういった場合に考えられる選択肢としては、そのままにしておくのが1つ。売却してしまうのがもう1つ。3つ目としては賃貸に出すというのが考えられるかと思います。こういった場合、こういった形で処分を進めていくか、中村先生、いかがでしょうか。

中村：私は、資産状況に問題がなければ基本的にはそのままにしている案件が多いです。理由としては先ほど申し上げた本人意思の尊重というところにあります。

賃貸については、居住用不動産ということであれば、ほとんどの事例で本人の物がそのままあると思います。それをどう処分するかという問題もあるので、個人的には居住用不動産を賃貸に出すという感覚は持っておりません。

そのままにするときに管理の問題があると思います。管理が面倒だから売却するというような考えは不適切であると思いますが、マンションであれば管理費や修繕積み立て費などが発生してしまうので、現時点では資産状況に問題がなかったとしても、将来的に不安がある場合には家庭裁判所と相談の上、売却を検討してもよいのかなと思います。実際そういった案件もあって売却した経験もあります。

山川：北代先生、この点はいかがでしょう。

北代：ご自宅を賃貸に出したということは、私はありません。基本的に自宅を維持するようにはしていますが、まったくの空き家となってしまった場合、そのまま放置しておくリスクがありますので、売却したことがあります。リスクというのは泥棒に入られたりとか放火されたりとか、そういうことも含めて危ないなということです。要するに管理面に問題があるということだと思います。

私がそういった理由で売却したケースにおいては、ご本人に十分な資産があったのですが、裁判所からはその点について特に問題視されることはなく許可を得たと記憶しております。

山川：この点について、裁判所にお伺いします。今、北代先生から、十分な資産があっても許可を得たと記憶しているという発言がありました。施設に入っていて自宅を売却しないと施設費用がまかなえない場合であればそれほど問題ないかと思いますが、流動資産が十分にあって特に売却をしなくても生活には困らないといった場合であっても居住用不動産の処分についての必要性は認められるのでしょうか。

三嶋：従前は、流動資産が潤沢であれば処分の必要性がないと判断されることもあったようですが、昨今は空き家にしておくことで、防犯面のリスクもあって近隣から苦情も受ける例も多いようですから、流動資産が潤沢であっても、そのことをもって直ちに処分の必要性が否定されることは、今はほとんどないのではないかと思います。

ご本人の意思の尊重については、後見類型でご本人の現在の意思を把握するのが難しい場合を前提にしますと、家に対する愛着という面はもちろんあるかと思えますけれども、他方で、空き家を管理しているご親族等に苦情の対応や管理の負担をかけるような事態を、果たしてご本人が望んでいるのだろうかという見方もあり得るのかなと思えます。

山川：この点については、家裁の運用も変化しているということでしょうか。では次の質問になりますけれども、居住用不動産処分許可の申立てですけれども、どの段階であるのが妥当なのかという点については裁判所の方ではいかがでしょうか。

三嶋：申立てのタイミングとしては、その処分の相手方との間で契約書案を作成した時点での申立てが一番多いのではないかと思います。ただ、処分や代金額の相当性についての判断が微妙な事案については、それ以前の段階で、連絡票や上申書等によって相談をいただくこともあります。

日景：ご質問からは少し離れるのですが、親族後見人による居住用不動産の処分許可申立てがされた事案において、ちょっと事情が複雑であって提出されている資料だけでは直ちに処分の相当性が判断できない場合は、処分の相当性についてのご意見をいただくことを主な目的として、短期前提で弁護士を監督人に選任することがあります。これまでも短期間のうちに必要

な調査を行っていただき、的確なご意見をいただいたものが多くございます。今後も同様な事案ではご協力をお願いしたいと思っています。

山川：今そのご発言がありましたのでその点について伺いますけれども、処分の相当性判断のために弁護士を監督人として選任したとして、最終的に当該監督人から相当だという意見が出て不動産が無事処分できたということになると、不動産ですから何千万円とかの現金が入ることもあるかと思いますが、そうすると、今度は流動資産が多額ということで、その監督人がそのまま監督人として残ったりとか、あるいは信託の適否の検討に移ったりとか、そういうことは生じないのでしょうか。

日景：親族後見人の居住用不動産の処分許可申立てに際して弁護士監督人を選任する事案は、土地の交換や抵当権の設定等が問題となるものが多く、処分しても高額事案にならないものの方が多いかと思うのですが、ご指摘のとおり高額事案になった場合は、その弁護士監督人にそのまま監督人をお願いするか、または後見類型であれば支援信託の利用もご検討いただくことになるかと思えます。まずはその親族後見人が支援信託を希望するかどうかということを確認していただいて、もし希望されるときには監督人型信託の手続に移っていただくことが多いかと思えます。

ただ、その監督人が信託後見人推薦名簿に登載されていない場合は、別途信託後見人の選任が必要になりますので、そういった将来的に高額事案になりそうな事案については、当初から信託後見人推薦名簿に登載されている弁護士を監督人に選任することになるかと思えます。

山川：ありがとうございます。では続きまして、身上監護の在り方、親族などからの苦情という点ですけれども。この身上監護については明確な基準のない部分で、いろいろ悩まれるところも多いかと思えますけれども。まず身上監護について、北代先生、後見人としてどのような形でサポートをされておりますでしょうか。また、面会とかはこういった形でやられておりますか。

北代：身上監護を具体的にどのように行うかは事案によって様々ではないかと思えます。基本的には本人の

周辺の環境を整えることが役割ではないかと考えています。そういった観点から、本人に面会する目的は、本人に会って喜んでもらうというよりも、本人の状態であったり、周辺の環境の確認であると考えていますので、面会の回数もケース・バイ・ケースではないかなと思っています。

例えば、施設に入られてご家族も頻繁に面会に行っている事案について、あえて後見人の方で頻繁に面会に行く必要はないと思いますし、逆に身近な親族がおらず、在宅の方については気を付けて面会に伺うようにしています。

山川：中村先生、この点についていかがでしょうか。

中村：面会の頻度についてですが、できる限り面会に行った方が適切だというのは当然であるとは思いますが。しかし、私自身は恥ずかしながらあまり多く行けないのが現状です。

山川：裁判所に対してお伺いしますが、裁判所が考える適切な身上監護というのはどういったものでしょうか。また、身上監護が不十分だとして、裁判所から後見人に対して何か指摘をするケースはありますかでしょうか。

村井：身上監護というのは、ご存じのとおり本人の生活や療養看護に関する法律行為、及びこれに関連する事実行為を行うことと解されておりますが、その内容は本人の心身の状況や本人を取り巻く環境によって様々といえますので、身上監護の在り方についても事案ごとに判断されるということになるかと思えます。

そうである以上、身上監護の内容としてどのようなことを行うべきかについても、後見人の裁量判断によるところが大きいといえますので、裁判所の方から身上監護が不十分だと指摘をするケースはほとんどないのではないかと考えております。

本人との面会については、北代先生がおっしゃっていたとおり、まさにケース・バイ・ケースということになります。ただ、中村先生から反省のお言葉があったところで非常に言いにくいのですが、介護サービスの履行状況の確認等の身上監護事務を適切に行うためには、やはり定期的に本人と面会することが必要な面が少なくないのではないかなと思っています。

山川：では北代先生にお伺いしますが、身上監護を日常行う中で、親族などから例えばこういったサービスを入れてほしいとか、あるいはここはやめてほしいとか、そういった希望とか苦情とかを受けたりすることはありますでしょうか。

北代：苦情ということではありませんが、対立する親族の間で、どこの施設に本人を入れればいいのかということでもめていたケースがありました。そのときは後見人としては、主に本人の資産状況等から見て、この施設じゃないと続かないよということを説明して納得していただいたことがございました。

山川：中村先生、この点はいかがでしょう。

中村：苦情自体はあまり受けたことがないですが、受けたとしたらどうかと考えると、本人のために必要ということであれば、親族からの希望を受け入れたり、苦情についても真摯に受け止めて対応すると思えます。

山川：裁判所にお伺いします。後見人の業務ですが、身上監護面でこの後見人にはこういう問題があるとか、苦情という中にどういったものがあるのでしょうか。

日景：苦情としてはいろいろあることはあるのですが、身上監護に関していえば、北代先生からご紹介があったように、施設に入れるかどうかというような身上監護に関する専門職後見人の方針や提案に対して、それはおかしいということで親族から苦情を受けるということはときどきあります。

あと比較的多い苦情は、後見人が全然本人に会いに来ない、まったく会いに来ないというものです。そういった苦情は、後見人の身上監護の事務内容に関する親族の誤解によることもよくあるのですが、そういう場合は後見人の方で対応していただいて、親族の誤解を解いていただくことが必要な場合もあるのかなと思っています。

山川：ちなみに面会に来ないといった苦情ですが、そういった苦情が裁判所にあった場合、後見人の方に伝えたりはするのでしょうか。

日景：これもケース・バイ・ケースですが、裁判所から面会に行けということまでは言わないと思いますが、

こういう苦情がありましたよとお伝えすることは結構多いかと思います。

山川：今のお話で、親族等の誤解を解いていくことが必要な場合もあると思われるという点についてですが、もちろん面会とかするというのもそうですけれども、後見人としては身上監護面でいろいろなサポートの仕方があり、そういったものは往々にして親族に伝わらないこともあるかと思いますが、そういったことを親族に伝えることも必要だということでもよろしいでしょうか。

では、続きまして身上監護についてです。この後の付加報酬のテーマとも重なりますけれども、身上監護に関して特別な身上監護をしたということで付加報酬を請求することがあるかという点を伺いたいと思いますけれども。北代先生、この点はいかがでしょうか。

北代：親族間の調整に非常に時間を要したとか、苦労したということに記載して付加報酬として請求したことはあると記憶しています。ただ、それが実際報酬に反映されていたのかということにはちょっと分かりません。もしかしたら私が、気が付かなかっただけかもしれないのですが。

山川：中村先生は、この点はいかがでしょうか。

中村：私も労力がかかったと思われるところは付加報酬の一部として記載しています。

具体例を申し上げると、身上監護と言えるか分からないですが、親族のいない夫婦の後見人をやっている案件で、先にご主人が亡くなってしまったときに、奥様のために火葬場でのお別れの場をつくったり、一周忌と三回忌をお寺さんと協議して行ったりしました。それを付加報酬として記載したことはあります。

山川：その件では考慮されたのでしょうか。

中村：その件ではほかにも業務があったので、相当の報酬を頂戴しましたが、考慮されたと思っております。

山川：では裁判所に対してお伺いしたいと思います。答えにくい質問だとは思いますが、身上監護について付加報酬を請求する場合、どの程度の労力であれば考慮されるのでしょうか。差し支えない範囲でご回答いただければと思います。

日景：この件は先ほど第1部でお話ししたこととほとんど重なってしまうのですが、通常想定される範囲内の事務については基本報酬でカバーされているので、その範囲を超える事務が付加報酬の対象になります。身上監護の在り方は事案ごとに判断されますので、身上監護でどこまでが通常想定される範囲で、どこからがその範囲外なのかも、事案によって異なるということになるかと思います。そのため、こういった身上監護事務が付加報酬の対象になるかということを一一般論で述べることは困難です。事案ごとに、通常想定される範囲を超える事務を行ったと後見人が判断したときに、それを付加報酬の根拠として記載していただきたいとしか言いようがないかと思います。もちろん、それに対して付加報酬を付与するかどうかは裁判官の個別判断になります。ただ、付加報酬の根拠として身上監護事務を記載される後見人もいらっしゃるし、それに対して付加報酬が付与されることもあります。

なお、第1部でお話ししましたように、付加報酬の在り方について改めて検討し、それに伴って申立書式の変更等も行いましたので、身上監護についてもこれまで以上に適正に評価していきたいと思っています。

山川：では、続きまして付加報酬についてお伺いしたいと思います。本日配布された資料の4「報酬付与申立事情説明書」の具体的なケースのうち、1 訴訟、2 調停及び審判について伺います。

訴訟とか調停とか審判ですと1年2年とかかかることも多いかと思いますが、そういった場合、例えば訴訟を継続している場合、毎年付加報酬を請求することが多いでしょうか。あるいは解決した時点、終わった時点で請求することが多いでしょうか。

北代：調停や、訴訟があった場合、途中経過を報告して付加報酬として請求したことはあります。ただ、それが報酬に反映されていたか否かについては私の方では分かりません。例えば、遺産分割が終了したとか、全部片づいたといったときには、報酬に反映されていたことは記憶しています。

山川：中村先生、この点はいかがでしょうか。

中村：私は、経験ありませんが、感覚としては成功報酬として、終了後に請求するという認識でございました。

山川：では、この点について裁判所にお伺いしたいと思います。資料の4を見ますと、請求の形としては毎年請求する場合と、解決した時点で請求する場合、どちらもあり得るのかなと思いますけれども、これはどちらでもよいのでしょうか。

日景：弁護士後見人に対しては、最終的に決着するまでに数年かかるような複雑困難な訴訟を要する事案をお願いすることもあるのですが、そのような事案で、数年先に決着するまで一切付加報酬の対象としないというのは相当でないこともあるのではないかと思います。そのような事案では、1年ごとに行った訴訟行為の内容をご報告いただいた上で、その労力について付加報酬を考慮することもできる形にしました。これまで、そのような形で付加報酬の求めがあったものについて、適宜付加報酬を付与していた事案もあるのですが、今回の書式変更で、そういったこともできることを明確にしました。

一方、次回の報酬付与申立の時期までに訴訟が決着しそうな事案については、裁判官が次回の報酬付与の際にまとめて付加しようと判断をすることも多いかと思えます。その場合には書記官を通じてその旨をお伝えするようにしていますので、次回にまとめて報告いただくことになるかと思えます。

山川：最終的な報酬ですが、毎年請求する場合と解決した時点で請求する場合、いずれで請求しても基本的に金額は同じという理解でよろしいでしょうか。

日景：どちらが多いといったら、当然その多い方を選択されるのではないかと思います。仮に1年ごとに付加報酬を付与する形を採った場合であっても、前年までの付与額を考慮した上で額を定めていきますので、毎年請求してもまとめて請求しても、総額が同じになるように留意して運用していく予定です。

山川：あと1点。資料の4の申立付与事情説明書ですが、訴訟手続による訴訟行為を見ますと、例えば16ページの1(1)ですけれども、「事案の概要は備考欄の通り添付資料」、括弧して、訴状判決書等の通り〇年〇月〇日付、報告書のとおりとあります。この添付資料で「訴状判決書等」とありますが、基本的に訴訟過程の準備書面とか書証は出す必要はあるのでしょうか。

日景：資料4に記載されているとおり、訴状や判決書を引用している部分は、事案の概要の把握のためですから、例えば、既に後見人に提出していただいている報告書等で事案の概要が紹介されているのであれば、その報告書を特定していただければ足り、訴状や判決書も出していただく必要はありません。

一方、その訴訟でどの程度の労力を要したのかについては、準備書面とか書証をそのまま出すのではなくて、簡潔な形で報酬付与申立事情説明書に書いていただきたいと思えます。裁判官としては判決書を出していただくのと労力を把握しやすいと思えますが、どんなに苦勞したかということを示すために大量に準備書面や書証を出すようなことは控えていただきたいと思っています。

山川：時間になりましたので、座談会の方を終了させていただきます。(拍手) ありがとうございます。では閉会のあいさつを東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長、吉野智先生にお願いいたします。

吉野：本日は大変お忙しい中、また大変お疲れのところ、実務に直結する大変有益なお話をいただきまして誠にありがとうございました。いろいろ工夫していただきまして、本に書いていない家裁の実務、特に考え方、あるいは運用、そういったところについて精力的にご説明いただきまして、皆様におかれましても家裁の実務を知るのに大変有意義な場になったのではないかと思っております。

現在、家庭裁判所の実務はかなり新しくなって動いているといえますか、日々進化しているところもあるように思われます。書式もそうですけれども、運用そのものにつきましても、例えば今日もお話がありましたように、監督、支援信託、あるいは報酬、そういったところについて考え方少しずつではありますけれども変わってきているところがございます。

そういったところを委員会とも協議しながら進めているところも多くあるわけですが、いずれにしても家裁の運用を委員会としても皆様の方にきちんと情報発信していきたいと思えますし、書式等につきましても定期報告される際にホームページをご確認いただければ新しい書式等が出ていますので、そういったところも見ていただけたらと思っております。